

記載例：2号許可（工作物を設置する場合）

本件道路使用許可申請を許可してよろしいか

道路使用許可申請書	
② 鹿児島中央 警察署長 殿	① 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
③ 住所 ○○市○○町○丁目○番○号 申請者 氏名 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
④ 道路使用の目的	建築工事に伴う仮設通路（スロープ）設置のため
⑤ 場所又は区間	鹿児島市○○町○丁目○番○号先（市道 ●●線）
⑥ 期間	令和○年○月○日○時○分から令和○年○月○日○時○分まで
⑦ 方法又は形態	使用物件の構造：○○●● 使用面積 ○.○m (施工時の対策等を記載)
⑧ 添付書類	位置図・平面図・断面図・現況写真
⑨ 住所 ○○市○○町○丁目○番○号	
現場責任者氏名 ○○ ○○	電話 099-123-4567 090-1234-5678
第 号	
道路使用許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条件	
年 月 日	
警察署長 印	

占有許可の有無

有

番号

● 占第9999号

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名と記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 教示 1 この処分不服がある場合には行政不服審査法（令和26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会（交通規制課経由）に対して審査請求をすることができる。
2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

記 載 要 領

① 申請年月日	警察署に申請書を提出する日を記入して下さい。
② 提出先	道路使用の許可行為に係る場所を管轄する警察署長名を記入して下さい。
③ 申請者	<p>【個人の場合】 住所、氏名を記入して下さい。</p> <p>【法人の場合】 住所、法人名、役職、代表者名を記入して下さい。</p>
④ 道路使用の目的	<p>設置する工作物の名称、設置の目的を具体的に記入して下さい。</p> <p>例：〇〇工事に伴う●●の設置 ●●設置のため 等</p>
⑤ 場所又は区間	実際に使用する道路の場所を番地まで正確に記入して下さい。
⑥ 期間	実際に道路を使用する期間を記入して下さい。
⑦ 方法又は形態	<p>実際に道路を使用する物件の構造、寸法等を記入してください。</p> <p>(欄内に書き切れない場合は、「別添のとおり」等と記入しても可)</p> <p>例：別添『●●設置図』のとおり、等</p>
⑧ 添付書類	<p>添付書類は「計画書」「図面」「工程表」「体制表」「緊急連絡体制表」「道路占用許可証の写し」等、工事(作業)の内容を確認できる書面を添付して下さい。</p> <p>※ 見取図等には、道路全体の幅員や使用する道路幅、残余幅の幅員の他、交通誘導員や安全施設などの配置状況等も記入して下さい。</p>
⑨ 現場責任者	<p>現場責任者は、「実際に直接現場を管理する者」となりますので、現場事務所を設置している場合は、現場事務所の住所や電話番号を記入し、現場事務所を設置していない場合は、現場責任者が現実に在所する本社・支社等の住所と電話番号を記入して下さい。</p> <p>※ 連絡先には、現場責任者に連絡を取る必要が生じた際に、確実に連絡が取れる電話番号を記入して下さい。(携帯電話があれば併せて記入して下さい。)</p>
注意事項等	<p>※ 手書きで記入する場合は、消すことのできるペンは使用しないで下さい。</p> <p>※ 訂正がある場合は、訂正箇所にも二重線等を引いてください。(修正液等を用いての訂正は行わないでください。)</p> <p>※ 1号許可、2号許可の申請は、道路使用許可申請書、添付資料とも3部必要となります。(1号許可、2号許可の内容は、「道路使用許可申請の手続き案内」をご覧ください。)</p> <p>※ 道路使用許可申請は、工事(作業)開始日の3日前までには申請してください。</p> <p>※ その他、申請内容や必要書類等に関する質問は、申請先の警察署にお問い合わせ下さい。</p>